

卒業研究のてびき

卒業研究とその成果物

本学類では卒業研究は必修科目であり、学士の学位を取得して卒業するために必ず通過しなければならない関門です。それと同時に、卒業研究はみなさんが初めて取り組む研究活動であり、小さいながらも知識情報学分野の研究テーマに自律的に取り組んで、その方法論的基盤を獲得することを目標にしています。

その達成プロセスとして、研究の実施、卒業論文の作成、その成果の発表がみなさんに求められます。目標達成の証拠として、みなさんが提出しなければならないものは以下の3点です。

- a. 題目届
- b. 抄録（A4判1頁にまとめた研究成果の要旨）1部（PDF）
- c. 卒業論文1部（PDF）

いずれも様式と仕様が定められています。提出期限等の提出方法の詳細については別途公表します。

成績評価

卒業研究に対する成績評価は通常の科目と同様に A+から D の5段階でおこなわれます。評価の前提として、

- ・（卒業研究 A の場合）着手発表会で発表していること
- ・（卒業研究 B の場合）着手発表会、中間発表会、最終発表会で発表していること、卒業論文およびその抄録を指定日時までに提出していること

が必要です。

卒業研究 A の成績評価は、発表、研究過程、研究成果等を総合的に加味して指導教員が判断します。

卒業研究 B の成績評価にあたっては、まず合否判定が行われます。合否判定の第一段階は、最終発表会での発表に対して行われ、最終発表会に出席した主専攻担当教員および協力教員が「優れている」「十分」「不十分」の記名評価を行います。教員は以下の五つの判断基準のひとつ以上に該当すると判断した場合に「不十分」の判定を下します。

仕事 卒業研究として十分な作業量がない

課題 目的に対して、研究の位置づけや課題の設定に明らかな問題がある

手法 設定された課題に対して妥当な研究方法が選ばれていない

結果 結果の正確性、妥当性のいずれかに重大な疑問がある

論理 説明に飛躍や矛盾が多い

指導教員が「不十分」と判定した場合または3名以上の教員が「不十分」と判定した場合は再審査を実施します。再審査では、主専攻主任が指名する3名の教員（原則として、指導教員、不十分判定を下した教員、不十分以外の判定を下した教員）から構成される審査委員会が、提出された論文、最終発表会での発表内容、指導教員による当該研究過程の説明を踏まえて合否判定を行います。判断基準は同じく上記の5つです。

合否判定の結果や再審査の対象者名は学生には一切周知しません。再審査は学生を交えずに実施し、再発表や口頭試問を課すことなく合否を判断します。なお、再審査の結果、成績報告期限までに論文修正を求められることがあります。この場合、期限までに要求された修正が確認できれば合格、できなかった場合は不合格

(D) となります。合格者の成績 (A+/A/B/C) は論文、最終発表、研究過程、再審査を経た場合は審査委員会での評価を総合的に加味して指導教員が判断します。

再審査における卒業論文の修正、査読に対する修正のいずれも電子版の卒業論文のみを更新する形で行いますが、許されるのはあくまで完成度を高めるための軽微な修正に限ります。自主的に修正する場合も同様です。

成果の公表

卒業論文はみなさん自身の研究成果ではありますが、指導教員や本学類の教育の成果でもあります。また、卒業研究は多くの先行研究を踏まえて行われ、それら研究成果が入手できなければ、みなさんの卒業研究の進捗に大きく影響したはずです。みなさんの研究成果を組織的に保存し、必要とする人の利用に供することは学類の理念を実践することであり、本学類を卒業するみなさんにとっては社会的な義務であるとも言えます。

そのため、本学類では次の二つの方法で成果の公表を行います。ひとつは抄録の公開です。抄録は製本してみなさんに配布するだけでなく、本学附属図書館に納めます。また、本学類に興味を持つ、あるいはみなさんの研究テーマに興味を持つ誰もがアクセスできるように、学類の Web ページからも公開します。

第二は卒業論文本体の公表です。卒業研究をすすめるにあたって、同じ研究室の先輩の卒業論文を参考にした人は少なくないでしょう。抄録集から別の研究室で自分のテーマに近い研究が行われていたことを発見し、その卒業論文を探した人もいるかもしれません。また、研究室を決めるときに、その研究室の卒業論文を読みたいと思うこともあるでしょう。これまで、過去に提出された卒業論文を読む確実な方法はありませんでした。知識情報・図書館学類では、みなさんが提出した卒業論文を永続的に保存し、図書館情報学図書館内からのみアクセスできるという制限をつけて閲覧に供することとしました。想定される主な利用者はみなさんの後輩である知識情報・図書館学類生です。

なお、これから雑誌論文として投稿する等、一時的に公表を避けなければいけない事情がある場合は、論文の公表を猶予することができます。指導教員とも相談の上、論文提出と同時に公表猶予申請書を提出してください。猶予期間は1年間です。抄録にはそのような制度を設けていません。抄録、卒業論文ともにみなさんの著作物ですが、これから卒業研究を行う後輩たちのために、また、学類の英知を結集するために、みなさんの貴重な研究成果が必要です。本学類はこのような理由に基づき、卒業研究の蓄積と公開・公表を行うという方針を採用しています。